

＜産業廃棄物実態調査票の記入要領・記入例＞

調査対象期間

●この調査の**対象期間**は、**令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の1年間**です。
この期間中の廃棄物の発生と処理・処分状況を項目①～⑬までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物

●この調査では、調査対象の**事業場内で発生した廃棄物だけ**（ただし、建設業の場合は宮城県内で行った元請工事すべて）が記入の対象となります。
●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、「**廃棄物分類表**」がありますので**参考にしてください**。

発生量について

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答えください。
○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Eを参考にしてください）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」の分類番号は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。
○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例F・Gを参考にしてください）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥、メタン発酵等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。
なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）
●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつ）発生量とします。

記入について

●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、①の欄から行を分けて記入してください。
●廃棄物量を重さ(トン≪t≫)以外の単位で把握している場合は、トンに換算して記入してください。また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算してください。
●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入してください。

- ④中間処理方法コード表
- A1：焼却（熱回収なし）
 - A2：焼却（熱回収あり）
 - B：脱水
 - C：天日乾燥
 - D：機械乾燥
 - E：油水分離
 - F：中和
 - G：破砕
 - H：分級
 - I：圧縮
 - J：濃縮
 - K：切断
 - L1：セメント焼成（熱回収なし）
 - L2：セメント焼成（熱回収あり）
 - M：堆肥化
 - N：銀回収
 - O：コンクリート固型化
 - P：メタン発酵
 - Q：造粒固型化
 - R：固型化
 - S：混合
 - V：濃縮
 - W：油化
 - X：選別
 - Y：固形燃料化
 - Z：その他
- 1：蒸留
 - 2：濃縮
 - 3：分級
 - 7：減容
 - 8：圧縮固型化
 - 9：剥離

- ⑥処理・処分方法コード表
- ＜自己処理＞
Q1：自社の処分場で埋立処分した。
V1：自社で再利用した。
V2：自社理理場内で利用した。
W1：売却（利益があった）した。
Z1：自社で保管している。
- ＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。
T1：処理業者で直接海洋投入した。
U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した
X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
- ＜市町村へ委託処理＞
R1：市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。
R5：市町村の清掃工場で処理（焼却、破砕、脱水等）した。
（ごみ収集を含む）
R6：市町村の清掃工場でリサイクルした。
- ＜その他＞
Z9：その他

- ⑪委託中間処分方法コード表
- A：焼却
 - B：脱水
 - C：天日乾燥
 - D：機械乾燥
 - E：油水分離
 - F：中和
 - G：破砕
 - H：分級
 - I：圧縮
 - J：濃縮
 - K：切断
 - L：セメント焼成
 - M：堆肥化
 - N：銀回収
 - O：コンクリート固型化
 - P：メタン発酵
 - Q：造粒固型化
 - R：固型化
 - S：混合
 - T：金属（鉄）回収
 - U：非鉄金属回収
 - V：濃縮
 - W：油化
 - X：選別
 - Y：固形燃料化
 - Z：その他
- 1：蒸留
 - 2：濃縮
 - 7：減容
 - 8：圧縮固型化
 - 9：剥離

- ⑬資源化用途コード表
- 10：鉄鋼原料
 - 20：非鉄金属等原材料
 - 30：燃料
 - 31：木炭
 - 32：固形燃料
 - 33：液体燃料
 - 34：発電
 - 41：飼料
 - 42：肥料
 - 43：土壌改良材
 - 44：法面緑化材
 - 50：土木・建築資材
 - 51：再生材料・合板
 - 52：再生砕石
 - 53：再生路盤材
 - 54：再生骨材
 - 55：埋め戻し材
 - 56：再生アスファルト合材
 - 60：パルプ・紙原材料
 - 70：ガラス原材料
 - 80：プラスチック原材料
 - 81：再生タイヤ
 - 90：セメント原材料
 - 91：再生油・再生溶剤
 - 92：中和剤
 - 93：高炉還元
 - 98：その他

調査票の記入例

①産廃・特管の別について、該当するものをリストから選択してください。
1. 産業廃棄物
2. 特別管理産業廃棄物

①「廃棄物分類表」を参考に、大分類、中分類をリストから選択してください。
小分類は、具体的な名称を入力してください。

②建設業のみ、該当するものをリストから選択してください。
1. 仙台市一円
2. 宮城県（仙台市を除く）一円

⑤微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0.001」と記入してください。

⑥廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して該当する方法をリストから選択してください。

⑥優良認定について、該当するものをリストから選択してください。
処理業者が優良認定業者である：1あり
優良認定業者ではない：0なし

⑨熱回収について、該当するものをリストから選択してください。
熱回収認定業者である：1あり（認定あり）
熱回収を行う業者である：2あり（認定なし）
熱回収を行わない：0なし

⑫処理後の処分方法について、該当するものをリストから選択してください。
1. 再生利用・リサイクルしている
2. 埋立処分している
3. 海洋投入している

⑬主な用途を上位2つまでリストから選択してください。

産廃・特管	①廃棄物の名称（小分類以外は必須）			②排出場所（建設業のみ入力）	③年間発生量	単位	④中間処理の方法（自社）			⑤中間処理後量	単位	⑥処理処分の方法	⑦処分先名称	⑧優良認定	⑨熱回収	⑩処分先 都道府県 宮城県内 は市町村	⑪委託中間処分方法			⑫処理後の処分方法	⑬資源化用途	
	大分類	中分類	小分類				一次	二次	三次								一次	二次	三次		第1位	第2位
1 産廃	07 紙くず	01 紙くず	紙くず		0.600	t					t	X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連会社等で再生処理した。	○×商店	0なし	0なし	22 利府町				1 再生利用・リサイクルしている	60：パルプ・紙原材料	
1 産廃	13 金属くず	10 鉄くず	鉄板くず		150.000	t					t	W1：売却（利益があった）した。	株式会社□□	0なし	0なし	01 白石市				1 再生利用・リサイクルしている	10：鉄鋼原料	
1 産廃	03 廃油	11 鉱物油	機械油		1.080	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	××商店	0なし	0なし	45 山形県	E：油水分離			1 再生利用・リサイクルしている	30：燃料	
1 産廃	06 廃プラスチック類	14 プラスチック製品くず	プラスチック製品くず		0.750	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	株式会社××	1あり	2あり（認定なし）	07 柴田町	A：焼却			2 埋立処分している		
1 産廃	08 木くず	01 木くず	木くず		10.000	t	A1：焼却（熱回収なし）				0.500	t	Q1：自社の処分場で埋立処分した。	自社	0なし	0なし	19 多賀城市					
1 産廃	02 汚泥	21 無機性汚泥	排水処理汚泥		50.000	t	B：脱水	D：機械乾燥			10.000	t	S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。	○○株式会社	0なし	0なし	44 秋田県					
2 特管	38 特定有害 汚泥	29 特定有害無機性汚泥	特定有害汚泥		10.000	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	△△産業	1あり	0なし	27 美里町	F：中和	Z：その他		2 埋立処分している		
1 産廃	02 汚泥	21 無機性汚泥	排水処理汚泥		100.000	t	B：脱水				25.000	t	S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。	有限会社○○	0なし	0なし	35 仙台市					

⑩宮城県内は市町村、県外は都道府県名を選択してください。

<p>記入例：No.1</p> <p>・製本の際に発生した紙くずが年間に600kg程度発生する。 ・これは利府町にある資源業者の○×商店に無償で渡している。</p>	<p>記入例：No.2</p> <p>・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間に150t発生した。 ・これは、白石市にある㈱□□に売却した。 ・相手先では鉄鋼材料として利用している。</p>	<p>記入例：No.3</p> <p>・月平均で一斗缶5本ぐらいの機械油が発生した。 ・重量換算すると年間に1,080kgである。（18kg×5本×12ヶ月） ・これは、山形県の再生業者××商店に処理を有料で依頼した。 ・相手先では、油水分離後燃料として再利用している。</p>	<p>記入例：No.4</p> <p>・プラスチック製品くずが年間に750kg発生した。 ・これは柴田町の㈱××に処理を委託した。 ・委託先では、焼却処理し、県内の最終処分場で埋立処分している。</p>	<p>記入例：No.5</p> <p>・木くずが年間に10t発生した。 ・自社の焼却炉で全て焼却した。 ・焼却灰は、500kg程度で自社の処分場（多賀城市）で埋立処分した。</p>	<p>記入例：No.6</p> <p>・排水処理汚泥が発生した。 ・自社の施設で脱水→乾燥を行い、脱水後の残さが10t（含水率85%）であった。 ・脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため、計算すると、50t程度となる。 （10t×（100-85）÷（100-97）=50t） ・処理後の汚泥は、△△㈱に運搬を委託し、秋田県に処分場を保有する○○㈱で直接埋立処分した。</p>	<p>記入例：No.7・8</p> <p>・特定有害汚泥と排水処理汚泥が110t発生した。 ・特定有害汚泥は年間に10t発生し、自社での中間処理は行わず、美里町に処理施設を保有する△△産業に中間処理を委託した。 ・業者では、中和及び無害化処理した後、埋め立て処分している。 ・また、排水処理汚泥は、濃縮後の100tを自社の施設で脱水し、処理後の残さ25tは仙台市の㈱○○で埋立処分した。</p>
---	--	--	--	---	--	---